

報告第2号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年5月17日提出

天理市長 南 佳 策

専決第4号

専 決 処 分 書

平成19年2月25日午前10時30分頃天理市岸田町543番地1先の市道178号

線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示

談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市

条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年3月22日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 120,000円

専決第5号

専 決 処 分 書

平成19年1月9日午後2時30分頃天理市石上町560番地先の市道118号線上
で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談す
ることについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例
第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年3月29日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 80,000円

専決第7号

専 決 処 分 書

平成19年2月6日午後5時45分頃天理市丹波市町180番地天理市立丹波市小
学校内で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により
示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理
市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年4月26日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 78,428円